

答申

「〇〇〇地域おこし協力隊員による Facebook 投稿に関連して、宅地建物取引業法違反の可能性について愛媛県へ相談・通報があり、県が〇〇〇担当課へ注意喚起・連絡・指導を行った件に関する文書」の非公開決定に対する審査請求事案

第 1 審査会の結論

令和 7 年 7 月 15 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 7 年 7 月 5 日付けで、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

【対象文書】

- 1 同隊員の宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）違反疑義に関して、県が作成・取得・保存している相談受付記録・報告書・内部メモ
- 2 〇〇〇担当課へ送付した注意喚起文書・FAX・メール・連絡文書及びその送付記録
- 3 当該案件に関して県内部での検討記録（協議録・決裁文書・職員メモ等）
- 4 その他当該案件に関連する文書一切

【対象期間】

令和 7 年 1 月 1 日から現在

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり、令和 7 年 7 月 15 日付けで、条例第 10 条（存否応答拒否）に該当するとして非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〔理由〕

本件公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する個人に関する情報の非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否自体を回答できない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年7月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部公開又は少なくとも部分公開の決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ・本件公開請求の対象文書は、地域おこし協力隊活動に関連する行政対応記録であり、個人情報保護の観点から非公開とする必要性は極めて限定的。
- ・地域おこし協力隊は公的活動の一環であり、関係する行政指導の有無は公益性が高く、知る権利の対象。
- ・公文書のうち、非公開に該当する情報は限定的であり、非公開部分を区分して除いた上での部分公開が可能。
- ・条例第8条及び第9条に基づく部分公開・公益的裁量公開を行わず、全面的な存否応答拒否を行うことは過剰かつ不当。
- ・公共の利益と透明性確保のため、公開されるべき情報であり、行政説明責任の観点からも公開が必要。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明書の内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求は、〇〇〇地域おこし協力隊員がFacebookに投稿した特定の宅地建物取引の内容に関して、宅建業法に関する事務を所管する県に対し、同取引における地域おこし協力隊員の同法違反疑義に関する相談・通報があったこと、及びこれを端緒として、県が〇〇〇に対して文書で注意喚起・連絡・指導を行ったことを前提とし、その件に関連する一連の文書の公開を求めるもの。

なお、同Facebookの投稿には、地域おこし協力隊員と思われる人物の氏、同人物及び対象物件の外観及び内観の写真、及び同物件に係る賃貸契約に至るまでの経緯の概要が記載されていた。

- 2 本件処分における条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する情報の非公開情報とは、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。

公開請求の原因となった Facebook の投稿が、1 に記載のとおり、特定の個人を識別することができる状態であることを踏まえると、非公開決定を行った内容は、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する非公開情報に該当。

なお、〇〇〇の地域おこし協力隊は、〇〇〇と協力隊員個人間の業務委託契約による任用形態としており、雇用契約の関係にはないため、条例第 7 条第 2 項第 1 号のただし書ウには該当しない。

- 3 本件公開請求は、1 に記載のとおり、特定の地域おこし協力隊員が、特定の宅地建物取引に関与しており、同関与が宅建業法違反の疑いがあるとして、県に対し相談・通報があったこと、及びこれを端緒として、県が〇〇〇に対して文書で注意喚起・連絡・指導を行ったことが前提とされていることから、請求のあった文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第 10 条に該当。

第 5 審査請求人の反論

実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

1 県職員メールと情報非公開対応の矛盾点

- ・ 県職員は、審査請求人からの相談に対し、「〇〇〇担当課に助言を行った」旨を明確にメールで伝えている。
- ・ 具体的には、国土交通省作成のガイドライン資料を FAX 送付し、電話で内容を説明の上で「業として行う」場合には免許が必要であり、法に抵触しないよう隊員を指導するよう依頼したと述べている。
- ・ これは、県職員が本件に関して〇〇〇に公式な働きかけを行った記録が存在することを示唆するが、県は存否の応答を拒否。
- ・ この対応は、県職員から明示された助言の事実と矛盾し、不合理。
- ・ 情報公開制度上、確かに公文書の内容によっては、記録の存在自体を伏せる対応(例:犯罪捜査やプライバシーに関わる情報の場合)も認められているが、本件は、県が公式に地元自治体へ法令順守の助言を行った行政上の対応である。
- ・ 記録が存在することを認めたとしても守られるべき法益を害するおそれは乏しく、むしろ行政の説明責任に照らして公表が望まれる情報。
- ・ 県がメールで伝達した助言内容を公式の公開請求において存否応答拒否するのは、行政対応として整合性を欠く。
- ・ 県が非公開理由として挙げた「個人情報」や「第三者の利害関係」についても疑問あり。
- ・ 本件助言は職務上なされたもので、対象も公的な空き家バンク事業や地域おこし協力隊の活動。これを形式的に個人や私人の情報と捉えて一切公開

しないのは、情報公開制度の趣旨に反する。

- ・ 行政機関職員が職務上作成・取得し組織的に用いる文書は公文書として公開請求の対象。非公開とするには正当な理由が必要。

2 「個人情報」「私人の利害関係」による非公開の妥当性

- ・ 県は非公開の理由として「個人に関する情報」や「私人の正当な利益を害するおそれがある情報」（いわゆるプライバシーや第三者の権利利益）を挙げるが、本件で問題となっているのは宅建業法違反（無免許営業）の疑いという、公的な法令違反に関わる事実。
- ・ 無免許で宅地建物取引業を営むことは同法に抵触し、「3年以下の懲役または300万円以下の罰金（または併科）」という重い刑事罰の対象となり、社会的に看過できない重大な違法行為。違法性の指摘がある情報を「個人情報だから」「私人の利害に関わるから」と秘匿することは適切か。
- ・ 一般に、公務員等が職務として行った行為に関する情報や、公的な不正・違法行為に関する情報は、公開の公益性が高いと考えられる。
- ・ 本件の協力隊員は、〇〇〇から委嘱を受け地域振興に従事する立場で、その活動は公費により賄われ公共の目的に供されている。
- ・ したがって、純粋な私人とは言えず、職務に関係する行為の情報は一定の公開性が求められる。違法の疑いがある場合は、なおさら、当該情報の公開は類似事案の再発防止や行政の透明性確保の点で公益性が高いといえる。
- ・ 「第三者の利害関係」として非公開とする場合でも、それが保護しようとするのは正当な経済的利益やプライバシー等。
- ・ 今回問題となっているのは、宅建業法という公法上の規制に違反するおそれのある行為。これを指摘し是正することは行政の責務であり、その過程における関係者の名誉や信用も、公的な法令順守の要請に劣後すると考えられる。むしろ適切な情報公開により、関係者自らが法的リスクを認識して是正する機会ともなり得る。
- ・ 実際、県の助言後に問題の協力隊員のFacebook投稿内容が修正されていることから、当初の活動内容が「適切ではなかった」と認識された可能性がうかがえる。
- ・ このように行政自ら法令違反の疑いを把握し是正に動いた事案であるにもかかわらず、その経緯を「個人情報だから」と伏せるのは、制度の趣旨と逆行。
- ・ 公務による是正指導の内容は本来公知に付されて然るべきであり、違法行為の防止という公益目的が明確に存在。
- ・ 本件情報は私人の私生活上の秘密や純粋なプライバシー情報ではなく、公的な職務活動およびその法令適合性に関わるもの。
- ・ 条例の趣旨に照らせば、非公開とすべき正当事由には当たらず、むしろ公開

することで行政への信頼確保や公益の実現に資する情報。

3 地域おこし協力隊の不動産仲介活動と宅建業法の関係

- ・問題は、協力隊員が空き家バンクに登録された物件の賃貸仲介に深く関与し、事実上不動産仲介業務を行っていた可能性。
- ・協力隊制度は地域活性化を目的とした公的制度。全国各地で類似の活動が行われる中で、協力隊員が不動産の媒介行為にどこまで関与できるのか、宅建業法との適合性は制度運営上重要な論点。
- ・国土交通省も空き家バンク運営に関するガイドラインの中で、売買・賃貸契約の仲介業務には宅地建物取引業者との連携について案内があり、仲介行為は宅地建物取引業者へ委ねるよう記載。
- ・多くの自治体では、空き家バンクでマッチングした物件は地元宅地建物取引業者(不動産業者)が契約媒介を担当するスキームを採用。これは、不動産取引が法律に則って安全に行われるための一般的な運用。
- ・裏を返せば、自治体や協力隊員が免許なしに反復継続して媒介行為を行えば宅建業法違反となるリスクがあることを示す。
- ・本件は単なる一自治体の内部問題に留まらず、全国的な制度運用上の課題を提起。地方創生・地域活性化の文脈で協力隊員が不動産分野に関わる事例は他地域でも起こり得る。その際に法令順守と地域ニーズとの調整をどう図るかは、行政全体で共有すべき教訓。本件情報はその意味で高い公益性を有する「公的情報」。
- ・県が当該協力隊員の活動をどう評価し、どのような法的見解に基づいて〇〇〇〇に助言したかは、今後の類似事案の指針にもなり得る。情報公開によって初めて行政内部の判断基準や対応策が明らかになり、必要であれば制度改善やガイドライン整備につなげることも可能。
- ・公権力の行使又は公的資金の支出に係る情報である以上、その内容は原則公開されるべき。特に公共の安全・法令順守に関わる情報は積極的に共有されることが望ましい。
- ・当該協力隊員の氏名・容貌・当該行為の概要は、本人による Facebook 投稿により既に公知。審査請求人も当該投稿を端緒として県に相談。また、県は請求人宛てメールの中で、〇〇〇〇担当課へ連絡し、国土交通省作成資料を送付のうえ電話で説明した旨を自ら明らかにしている。
- ・これらの事情を踏まえると、本件で文書の存否を明らかにすることは、新たに特定個人の私生活上の秘密等を公開するものではなく、情報公開制度において想定されている「存否応答拒否」の本来の必要性が高いケースとは言い難い。
- ・もっとも、仮に県と〇〇〇〇とのやり取りの中に、個別の賃貸借契約における賃貸人や賃借人の氏名、連絡先、家賃額等の具体的な契約条件が記載され

ているのであれば、その部分は私生活上の秘密に当たり得るため、秘密の暴露となることは理解。

- ・しかし、そのような情報は当該箇所をマスキング(黒塗り)することで十分に保護することが可能。文書全体の存否を秘匿し、全てを非公開とする根拠にはならない。
- ・審査請求人が求めているのは、賃貸人・賃借人の個人情報そのものではなく、宅建業法違反の疑いに対して県及び〇〇〇がどのように認識し、どのような助言・指導を行ったのかという、公的機関の対応過程に関する情報。
- ・要約すると、協力隊制度下での不動産仲介行為という論点自体が公共性の高いテーマであり、本件に関する情報は単なる私的領域の話ではなく行政の制度運営上の情報。ゆえに、情報公開請求で求められた内容は「公的情報」と位置付け、積極的に公開すべき。

4 メール記録等の文書存在と条例適用の整合性

- ・県の弁明では、県職員からのメール記録等について、公文書として公開できない旨が述べられている可能性あり。
- ・しかし、前述のとおり、県職員から審査請求人へのメールには具体的な助言経緯が記載されており、その中で県が作成・取得した文書の存在が示唆されている。
- ・条例上の公文書の定義に照らせば、県職員が職務上作成し組織的に保持している文書や記録は、公文書として公開請求の対象。
- ・本件で該当する文書として考えられるのは
 - (a) 県が〇〇〇にFAX送付した国土交通省資料及びそれに付随する通知文書
 - (b) 〇〇〇担当者と県職員とのやり取り(メール又はメモ)
 - (c) 県内部で本件相談への対応方針を検討した記録等で、少なくとも(a)については、県職員が対外的に発出した文書であり、県に控えが保管されているはず。これらはいずれも職務上作成・取得した行政文書であって、非公開とするには各条列举の非公開理由に該当しなければならない。
- ・県が弁明書で示した条例の該当条項が個人情報保護や第三者利益だったとしても、上記のとおり本件文書には公務上の指導・助言内容が含まれており、個人名や連絡先といった部分をマスキングすれば公開可能な情報が多分にある。
- ・ところが県は存否応答拒否という極端な対応を取り、部分公開の可能性すら検討していない。この点、条例の趣旨である「原則公開・非公開は例外」の大原則に反している。情報公開制度では、本来公開できない部分を除いて公開する「一部公開」が義務付けられており、全面非公開や存否拒否は慎重に適用されるべき手段。

- ・さらに、実際に文書が存在するにもかかわらず不存在であるかのような対応を取れば、行政への不信を招く。
- ・今回、審査請求人は県職員からのメールで助言の存在を知らされていたため、県の情報非公開決定との齟齬に気づいている。
- ・行政機関は自らの行った行為について正直かつ一貫した説明を行う責務がある。
- ・仮に本件で県が「記録を残していない」「公文書に該当しない」と主張しているなら、それ自体公文書管理上の問題をはらむ。行政指導や他機関への依頼を行ったのに記録が存在しないことは通常考えにくく、仮に記録を作成していないのであれば、公文書管理義務違反の疑いすら出てくる。
- ・以上から、メール記録や FAX 送付書など実際に存在する文書と、県の条例適用による非公開決定との間には重大な不整合あり。
- ・条例の本旨に立ち返れば、該当文書は公開しうるものであり、県の今回の対応は恣意的かつ不透明と言わざるを得ない。少なくとも、存在する記録のないものとして扱う存否拒否の適用は不適切であり、速やかな是正(文書の特定と必要部分の公開)が求められる。

5 助言内容の正確性確認の必要性

- ・本件公開請求の背景には、県から得た助言内容の正確性を確認したいという切実な動機があった。
- ・県職員から「法に抵触しないよう隊員を指導した」との説明を受けた後、審査請求人は〇〇〇にも事実関係を照会した。その結果、〇〇〇は「当該隊員の行為は宅建業法違反には当たらない」と回答した(審査請求人の聞き取りによる)。
- ・つまり、県が助言・指導を行ったにもかかわらず、〇〇〇側は依然として違法性はないとの見解を示している状況。
- ・この食い違いは、県の助言内容が正確に伝わっていないか、あるいはその解釈に相違がある可能性を示唆。
- ・審査請求人としては、県が具体的にどのような趣旨の指導を行ったのかを知る必要があった。
- ・例えば、県は「法に抵触しないよう注意せよ」と述べたものの、〇〇〇はそれを「現状で問題なし」と受け止めたのかもしれない。
- ・実際、県職員からのメールには「現在の Facebook 投稿は相談時と少し異なる」と記されており、表面的な修正はあったものの根本的な認識が改まっていない可能性もある。
- ・以上から、審査請求人が情報公開請求で求めた県と〇〇〇のやり取り記録は、助言の実効性と適切さを検証するために必要な情報。行政の指導が適切に理解・履行されているかをフォローアップすることは、県の助言内容

と〇〇〇の説明に整合性が見られなかったため、その点を確認する目的で請求。

- ・県が請求に応じていれば、審査請求人や第三者は助言内容の齟齬や不足を客観的に把握し、追加の是正措置を講じることもできた。
- ・県は「違反の疑いがあった際、相談者に随時情報提供はしない」と回答。確かに捜査機関による捜査事項などは公開しないのが通例だが、本件はむしろ行政指導の範囲に留まる事案。情報提供を拒む理由として十分とは言えない。
- ・結果的に審査請求人は自力で断片的な情報を集めるしかなく、行政対応の妥当性を検証する機会が失われた。これは情報公開制度の趣旨(住民による行政監視と民主的コントロール)にも逆行する。
- ・審査請求人が助言内容の確認を求めたこと自体、適切な行政運営への問題提起であり公益に資する行動。その前提となる情報を県が公開しないのは行政への不信感を増幅させる結果になる。
- ・ゆえに、本件記録の公開は審査請求人個人の利益に留まらず、行政全体の透明性確保と住民参加の観点からも妥当。

6 結論:論拠の総合と求められる対応

以下の各点を総合すると、県の弁明書で主張される非公開の理由は、論拠不十分かつ行政の一貫性・透明性を欠くもの。

- ・違法行為の指摘を含む公的事案であり、秘密性より公益性が明確に勝る。
- ・県職員自身が公式に助言・指導した事実があり、その記録は公文書として存在。
- ・協力隊制度運営と法令適用の問題として、公衆の知る権利に応える価値が高い。
- ・条例の定める非公開理由に厳密には該当せず、少なくとも部分公開は可能。
- ・審査請求人による問題提起の正当性・公益性、及び情報確認ニーズが存在。
- ・県には改めて情報公開制度の趣旨に立ち返った対応が求められる。具体的には、当該記録を正当に公文書として特定し、必要に応じて個人名等をマスキングした上で速やかに公開決定を行うこと。
- ・そうすることで初めて、審査請求人のみならず県民全体が本件の経緯を把握し、行政運営の検証が可能。
- ・ひいては、今後の地域おこし協力隊事業における法令順守体制の強化や、空き家バンク制度の適正運用にも資する。
- ・情報公開は行政と住民との信頼関係の基盤。非公開ありきの姿勢を改め、公開できる情報は可能な限り公開という原則の徹底を強く求める。

第6 実施機関の再弁明

請求者が何人であっても、当該文書の公開・非公開の決定内容に差異が生ずるものではないことから、審査請求人が主張する点は、決定の内容に影響を及ぼすものではない。

第7 審査会の判断

審査請求人の主張に対し、実施機関が本件処分の理由とする条例の条項等について、それぞれ該当性を検討した。

1 条例第7条第2項第1号について

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令、条例若しくは実施機関の規則（規程を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

本件公開請求に係る対象文書が、本号に掲げる非公開情報に該当するか否かを検討する。

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とするこ

とを定めたものであり、「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。すなわち、個人に関する情報は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を指すものと解される。

本件公開請求は、特定自治体の地域おこし協力隊員が Facebook に投稿した特定の宅地建物取引の内容に関して、宅建業法に関する事務を所管する県に対し、同取引における地域おこし協力隊員の同法違反疑義に関する相談・通報があったこと、及びこれを端緒として、県が特定自治体に対して文書で注意喚起・連絡・指導を行ったことを前提として行われたものである。

当該 Facebook の投稿を見分したところ、地域おこし協力隊員と思われる人物の氏及び対象物件に係る賃貸契約に至るまでの経緯の概要が記載されるとともに、同人物及び対象物件の写真(内観、外観)が掲載されており、これは、特定の個人を識別できるものであった。このことを踏まえると、本件公開請求に係る対象文書は、特定の個人の法令違反の有無に関する情報であり、本号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、当該地域おこし協力隊員の活動について、「一般に、公務員等が職務として行った行為に関する情報や、公的な不正・違法行為に関する情報は、公開の公益性が高い」、「純粋な私人とは言えず、(中略)違法の疑いがある場合は、なおさら、当該情報の公開は類似事案の再発防止や行政の透明性確保の点で公益性が高い」等と主張するが、当該地域おこし協力隊員の任用形態は特定自治体と協力隊員個人間の業務委託契約によるものであり、雇用契約の関係にないため、本号ただし書きウに規定する公務員等には該当しない。

2 条例第 10 条について

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

原則、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、本条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

条文中「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、次のとおり解される。

- ・ 公文書が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第 7 条第 2 項各号に掲げる非公開情報として保護される利益が侵害されることをいう。

- ・具体的には、文書不存在を理由に非公開決定を行えば、非公開情報がないという事を明らかにし、非公開条項を適用して非公開決定を行えば、非公開情報があるということを明らかにすることにより、プライバシー等保護されるべき利益が侵害される場合がある。
- ・このような場合、理由を明らかにしないで請求を拒否する必要がある。

本件公開請求は、特定の地域おこし協力隊員が、特定の宅地建物取引に関与したことが宅建業法違反の疑義があるとして、県に対し相談・通報があったこと、及びこれを端緒として、県が特定自治体に対して文書で注意喚起・連絡・指導を行ったことが前提とされていることから、請求のあった文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第1号に掲げる非公開情報として保護される利益が侵害されるおそれがあるため、本条に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、審査請求人にとって存否は明らかである旨主張しているものと解されるが、条例に規定する公開請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、審査請求人に対し、その理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、審査請求人の個別的事情によって決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 条例第9条について

審査請求人が審査請求書において、審査請求の理由の一つに、本条に基づく「公益的裁量公開を行わなかったこと」を挙げていることから、その検討を行うものである。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

本条は、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等で、公開することが公益上特に必要であると認めるときは、実施機関は当該公文書について公開をすることができることとしたもので、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に公開する必要があると認めるときと解される。

本件処分に係る非公開情報において、上述の「保護される利益」とは、法律違反の疑義があるとされることにより侵害される当該個人の権利利益である。これを超える、上述の「当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等」が存在するとは認められず、本条には該当しないと判断する。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 8 年 1 月 20 日	諮問
令和 8 年 3 月 12 日	審査会（第1回審議）
令和 8 年 5 月 11 日	審査会（第2回審議）
令和 8 年 7 月 31 日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
豊島 徳子	元人権擁護委員	
長尾由希子	聖カタリナ大学健康社会学部教授	
牧本 公明	松山大学法学部准教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	会長
森本 明宏	弁護士	